

# 現 場 説 明 書

1. 工事名 井上第 2 住宅屋外整備工事
2. 工事箇所 小郡市井上 681-1
3. 工事概要 井上第 2 住宅屋外整備工事 (2 期工事)
  - ・アスファルト舗装 : A=1,506.0m<sup>2</sup>
  - ・排水工事 : 1 式
  - ・ネットフェンス設置 : H=1.5m L=95.4m
  - ・植栽工事 : 1 式
  - ・東屋設置 : 2 箇所
  - ・外灯設置 : 5 基
4. 質疑応答先 小郡市都市建設部都市計画課 担当 清水  
TEL 0942-72-2111 (内線 354)  
FAX 0942-73-0571  
E-mail [kenchiku@city.ogori.lg.jp](mailto:kenchiku@city.ogori.lg.jp)  
※質疑のない場合には文書は必要ありません。
5. 官公署その他手続き  
工事施工に必要な手続き、仮設用電力、水道引き込み手続き、道路、その他第三者管理地等の使用手続きは請負者が行い、その費用を負担する。
6. 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則、その他の関係法規に従う事。
7. 工程表  
工事中は、各工事別工程表及び作業予定表を提出し、監理者と密接な打合せを行い工事の進捗を図るものとする。
8. 施工図書  
施工図 (必要箇所) 作成し、監督員の承諾を得ること。
9. 材料検査
  - ① 材料試験供試体は、監督員の立会いの上採取し監督員の承諾する試験場で試験を行い、その成績表を提出し承諾を得るものとする。
  - ② 検査又は試験について、特記仕様書に特に指示にない限り JIS 標準とし、規格の制定のないものについては監督員の指示による。
  - ③ 検査試験所の能力検査等に必要な費用は、請負者の負担とする。
10. 軽微な変更
  - ① 現場の取り合い納まり等で材料、機器等の取付位置又は取付方法等を変更する場合は、設計変更の対象としない。また、軽微な設計変更の場合は、図面提出のうえ監理者の承

諾を得たうえで施工するものとする。

- ② 各適用法令による仕様の変更及び位置等の変更。
- ③ 既設部分と関連する本工事の範囲は充分協議のうえ施工し、それに関する軽微な変更は本工事とする。
- ④ 上記のものは軽微な変更として、請負金額の増減はしないものとする。

#### 11. 補償

- ① 工事中隣接する建築物、工作物、道路、水路等に損害を与えないよう万全の処置を行い、騒音・振動等については公害防止条例、その他の規定に従って十分な養生及び防止対策を行うこと。特に近隣と充分な協議を行い、苦情がでないよう請負者が責任を持って処理解決すること。なお、監理者の立会いのうえ請負者の責任において近隣の建築物・工作物の着工前測定及び竣工後における測定を行うこと。
- ② 第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に争議が生じた場合には、発注者、監理者と協議し請負者にて処理解決すること。
- ③ 契約不適合責任期間については、小都市工事請負契約約款による。

#### 12. 設計図書優先順位

- ① 質疑応答書
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 設計図
- ⑤ 共通仕様書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針

その他関係書籍

※すべて最新版とする。

#### 13. その他

- ① 諸物価、労務費等変動があった場合も原則として請負金額は変更しない。
- ② 下請施工を行う場合は、施工体制台帳を提出すること。
- ③ 使用上当然必要と思われるものについては、設計書に記入がなくても監理者と協議のうえ請負者負担にて施工すること。
- ④ 公共施設等の破損については、指示により原形復旧を行うこと。
- ⑤ 工事中に関する各種保険は請負者において行う。
- ⑥ 工事名称、建築主及び設計事務所名の看板を設置する。
- ⑦ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12法第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体及び再資源化等の実施について、適正な措置を講じ、マニフェストの整備についても遺漏なきよう注意すること。
- ⑧ 住宅敷地内西側の3棟には住民が居住しているため、工事期間中は住民の安全に十分配慮すること。

※建築工事監理業務委託を行わない場合は、監督員が監理者の業務を併せて行うものとする。

#### 14. 提出書類

下記書類は工事引渡書と共にファイルに綴り提出のこと。

書類	部数	備考
工事中諸官庁に提出した申請書	原本及び写し1部	
諸官庁の申請に伴う承認書	原本	
機器保証書及びその他の保証書	原本及び写し1部	
保存を必要とする記録書類	1部	監督員の指示による
建物及び各種設備機器の取扱説明書	1部	各メーカーの取扱説明書
施工図	一式	監督員の指示による
完成図	一式	監督員の指示による